

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

産官学金医連携による次世代イノベーション産業創出基盤整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

上田市

3 地域再生計画の区域

上田市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生法」に規定する上田市版人口ビジョンの性別・年齢階級別の人口移動状況を見ると、男性は、50代半ばまで転出超過が続く中、特に15歳から29歳までの人口移動が1,500人の大幅な転出超過にあり、女性では、15～19歳の層が20～24歳になる時に821人の大幅な転出超過となっている。これは、男性・女性とも共通して大学への進学や就職に伴う転出が最大の理由と考えられる。平成28年の社会動態の分析によると、県内移動を除く全国8地方別集計では、関東圏への転出超過が320人と突出しており首都圏への転出に歯止めがかかっている。

製造業・交通・輸送等を中心とした「モビリティ」分野は、雇用を支えている部品加工・組立型産業の下請企業が全体の7割を占め、発注先企業の景気動向に左右されやすい。

健康・介護・医療等の「ウェルネス」分野では、介護従事者の負担が増していることから、介護労働安定センターの調査によると全国の介護職員の16.7%が離職し、これは全産業の15%を上回っており、離職者の約73%が勤務年数3年未満と報告されている。当市も国同様の状況にあると考えられる。

農業・観光・食品等の「アグリビジネス」分野では、上田市版人口ビジョンの

年齢階級別産業人口で男女共に特化係数の高い農業において60歳以上の男性が約80%、女性が70%を占め高齢化が進展している、一方、男女共に15歳から39歳までの若者の割合が8%しかなく、担い手農家の不足が現実のものとなっている。

最新のハローワーク上田業務日報の職業別新規求人・求職者数の状況では、大卒を想定する「専門的・技術的職業」の求人207人に対し求職者48人と大幅なミスマッチが起こっており、公立大学法人長野大学の就職決定者に占める市内就職者の割合も20%未満の状態にあることから、地元企業の魅力を学生に伝えきれていない状況がある。

これらのことから、意欲ある若者をはじめ女性、アクティブシニア層等あらゆる世代の働く場所の確保（魅力あるしごとづくり）は喫緊の課題である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

市の基幹産業であり、地域経済を牽引する雇用の大きな受け皿である「ものづくり産業」の競争力を高め、地域企業が広域・グローバルに活躍することにより、生活の基盤となる雇用の維持・安定・創出を図るために、地域企業、関係機関、自治体等が市町村の枠を超えて一体となり、東信州エリアにおける中小企業支援プラットフォームの基盤体制を発展させる。

地域内の潜在能力を最大限に生かすために、RESASの産業分析により地域産業の強みや市場のニーズ、事業機会を把握し、データを有効活用することで協力企業、支援機関、大学等における共同研究を進め、製造業・交通・物流・輸送等を中心とした「モビリティ」、介護・医療機器等の次世代自立支援機器産業の醸成と医療費の抑制を目指す「ウェルネス」、農業・観光・食品等従事者の作業効率改善を図る「アグリビジネス」の重点3分野における次世代成長産業を創出し、将来的にエリア内の付加価値額の目標を現状4,950億円から平成35年に5,000億円まで引き上げる。

加えて、既存の働き方に囚われることなく、サテライトオフィス等で個人のライフプランを尊重した多様な働き方を可能にするとともに、まちなかキャンパス

を活用した就職支援機能を軌道に乗せ、新たな雇用の創出促進及び維持確保を図り、「人口減少の克服」と「地域経済の活性化」の観点から市民と企業、行政が力を合わせ、これまでの固定化された産業領域を超え、異なる産業を融合して新しい付加価値を見いだすもので、まさに、「企業と企業、システムとシステム、人と人などのつながり」によって、東信州エリアの強みである産業の多様性を活かし、産業領域を超えて農業・医療・観光といった異なる産業の融合を推進させ、子育て女性・若者・アクティブシニア等のあらゆる世代が「住みたい、住み続けたいと思う上田市」を目指していく。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
次世代産業創出に向けた製造業等 における付加価値額（億円）	4,950	10	10
次世代産業創出に向けた 「開発プロジェクト」立ち上げ数（件）	1	2	2
本事業を通じた就業支援により雇用 された地域若者・女性等の数（人）	33	15	15
長野大学の就職決定者に占める 市内就職者の割合（%）	18.20	0.36	0.36

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
10	30
2	6
15	45
0.36	1.08

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

産官学金医連携による次世代イノベーション産業創出基盤整備事業

③ 事業の内容

構造的な課題の解決を図るためには、「新産業創出の推進」と「地域企業への人材確保・育成」が必要である。

「新産業創出の推進」は、上田市はもとより、東信州エリアの新産業創出を図るため、ものづくり関連企業が取り組む成長産業への進出や新分野進出を目指し業績拡大に向けた事業を、金融機関と協調し支援することで雇用創出を図るため新技術等開発に係る助成金を充実させる。また、地域製造業の同業種グループ等の受発注拡大に向けて、製造業・非製造業（農業・観光・食品等）を問わず、各種展示会出展による企業マッチングで販路拡大を目指すとともに、地域企業が抱える様々な課題解決に向けて専門家派遣による集中支援を行うことで、企業の経営力及び生産性の向上を図る。

「地域企業への人材確保・育成」では、地元企業のIT人材育成や人材不足の解消を図るため、上田市技術研修センターを一部改修し、誰もがエンジニアになれる場所を整備する。次に、移住定住促進を図りつつ、新規出店を促し、観光客が楽しめる魅力ある温泉街づくりを促進するため、別所温泉や鹿教湯温泉街において、空き店舗等をテナント用に使用するための改修・改築費を助成する。加えて、移住希望者の就職支援により移住を促進し、また様々な事情による未就職の地域若年求職者等の人材育成を行う就職支援により定住を促進するため、市内4大学を含む地元学生や首都圏在住の学生を対象と

する就職支援セミナーやリカレント教育講座等の開催による地元就職支援を行う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

新陳代謝の促進や既存企業の安定及び革新を促すための補助金と産業支援機関によるきめ細やかな支援により、ものづくり産業の競争力強化を図るものであり、産業支援機関の会費収入、連携8市町村からの負担金及び次世代産業創出に向けた開発プロジェクト企業協賛金により、更なる自立を目指す。

【官民協働】

行政が積極的な情報発信を行い、金融機関は、目利きによる事業性評価を行い、事業における市場性、技術性、雇用計画等を中小企業診断士等による評価をふまえ補助決定を行う。

【地域間連携】

長野県の東信州エリアの9市町村（佐久市・小諸市・千曲市・東御市・坂城町・長和町・立科町・青木村・上田市）のスケールメリットを生かし、エリア全体の次世代産業創出に向けた開発プロジェクトや次世代人材の確保・育成を推進させるための施策といった1自治体ではできない事業を広域で実施することで、効果を波及させる。

【政策間連携】

ものづくり産業の競争力強化を図るため、「基幹産業の安定及び産官学金医連携による次世代産業の創出」「多様な働き方の場づくり」を通じ、新陳代謝の促進を行うことで、地域のものづくり産業の競争力を高め、雇用の維持・創出を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を政策企画部政策企画課が取りまとめて、上田市総合戦略推進協議会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。

【外部組織の参画者】

会長：AREC専務理事（産業界）

委員：NPO法人上田市民エネルギー（産業界）、岡崎酒造（産業界）、認定農業者（産業界）、上田地域振興局（行政機関）、上田公共職業安定所（行政機関）、長野大学環境ツーリズム学部長（大学）、八十二銀行（金融機関）、上田信用金庫地域支援チーム（金融機関）、上小労働者福祉協議会事務局長（労働関係団体）、上田ケーブルビジョン代表取締役社長（報道機関）、NPO法人UFMグループ副編集長（報道機関）、前第二次上田総合計画審議会会長（市民代表）

【検証結果の公表の方法】

審議内容を広報紙・HP等により公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 414,023千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。

